

令和 7 年度

津軽北部二期農業水利事業

津軽北部二期地区河川協議資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

津軽北部二期農業水利事業津軽北部二期地区河川協議資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、津軽北部二期地区における水利使用規則の更新に係る河川協議資料の作成を行うものである。

(場 所)

第1－3条

業務位置は、青森県五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1－4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－5条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学、農業土木
	農業	農業農村工学、農業土木
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－6 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－7 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－8 条

受注者は、共通仕様書 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

設計の基本事項に関しては、土地改良事業計画設計基準を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第 2－2 条

1. 現行の水利使用規則の対象河川、計画基準年、かんがい面積及び最大取水量等は次のとおりである。
 - (1) 現行水利使用規則（平成 29 年 6 月 29 日付け同意）
 - ① 対象河川 一級河川岩木川水系岩木川、鳥谷川及び山田川
 - ② 計画基準年 昭和 48 年
 - ③ かんがい面積 2,927.6 ha

④ 最大取水量

区 分			期 間		代 か き 期			普 通 期		年 間 総取水量			
			5 月 1 日から		5 月 6 日から		5 月 11 日から		5 月 16 日から		5 月 21 日から		
			5 月 5 日まで		5 月 10 日まで		5 月 15 日まで		5 月 20 日まで		8 月 31 日まで		
注 取 水 水 用 口 本 兼 取 取 水 水 口 口	岩木川左岸取水口		1. 557 m³/s	2. 711 m³/s	2. 711 m³/s	1. 578 m³/s	1. 208 m³/s	11, 110 千m³					
	内 訳	本 取 水 口	1. 145 m³/s	1. 606 m³/s	1. 942 m³/s	0. 390 m³/s	0. 262 m³/s	3, 760 千m³					
		注 水 用	0. 774 m³/s	1. 370 m³/s	1. 033 m³/s	1. 188 m³/s	0. 946 m³/s	7, 350 千m³					
本 取 水 口	川林取水口		0. 321 m³/s	0. 385 m³/s	0. 433 m³/s	0. 227 m³/s	0. 207 m³/s	1, 930 千m³					
	豊富取水口		0. 425 m³/s	0. 580 m³/s	0. 734 m³/s	0. 495 m³/s	0. 561 m³/s	5, 140 千m³					
	富范取水口		0. 285 m³/s	0. 352 m³/s	0. 416 m³/s	0. 243 m³/s	0. 230 m³/s	2, 130 千m³					
	車力取水口		0. 458 m³/s	0. 517 m³/s	0. 549 m³/s	0. 250 m³/s	0. 210 m³/s	1, 990 千m³					
	岩木川右岸取水口		2. 048 m³/s	2. 939 m³/s	3. 699 m³/s	2. 024 m³/s	2. 024 m³/s	20, 450 千m³					
	鳥谷川取水口		0. 737 m³/s	1. 183 m³/s	1. 184 m³/s	1. 006 m³/s	0. 599 m³/s	4, 040 千m³					
注水口	砂山注水口		0. 774 m³/s	1. 370 m³/s	1. 033 m³/s	1. 188 m³/s	0. 946 m³/s	7, 350 千m³					

(参考図書)

第 2－3 条

参考図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか、下表によるものとする。

資料名	発行	制定年月
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年版	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 24 年 3 月

(貸与資料)

第 2－4 条

貸与資料は、次のとおりである。

区 分	貸 与 資 料	数 量
事業計画資料	国営津軽北部二期地区事業計画書 (変更)	1 式
河川協議資料	岩木川水系岩木川における水利使用 (変更) 河川法第 23 条及び第 24 条、第 26 条に関する同法 95 条協議図書 (平成 29 年 6 月 29 日付け)	1 式

区 分	貸 与 資 料	数 量
業務報告書	令和３年度津軽北部二期農業水利事業・十三湖農地防災事業津 軽北部二期地区及び十三湖地区事業計画諸元検討業務	１式
農地転用面積	令和３年４月以降の農地転用面積資料	１式

（参考資料及び貸与資料の取扱い）

第２－５条

第２－３条、第２－４条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- １．参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- ２．参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- ３．貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第３章 設計作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－１「作業項目内訳表」（該当項目）に○印で示すものとする。

設計作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
I. 水利使用規則更新に係る河川協議資料作成		
１ 準備作業	１式	
２ かんがい面積の整理	１式	
３ 用水計画の検討	１式	
４ 河川協議資料の作成	１式	
５ 点検取りまとめ	１式	

（設計作業の留意点）

第３－２条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- １．水利使用規則更新のための予備河川協議図書作成に当たって留意する点は以下のとおりとする。
 - （１）本業務資料は水利権変更協議の予備協議資料となるため、現行協議図書を基に変更資料を作成すること。
 - （２）かんがい面積集計の調査は最新とするため、報告書作成に使用する時点面積とその月日は、監督職員の指示を受けるものとする。

2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（かんがい面積整理段階）

第3回 中間打合せ（水収支計算段階）

第4回 中間打合せ（河川協議図書作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、初回、最終回はWeb打合せとする。

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 225-1

東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
2. 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議等により業務内容等に変更が生じた場合。
7. その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１ 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業 1-1. 資料の検討	現行の河川協議資料、及び貸与資料を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○
2. かんがい面積の整理 2-1. 農地転用の整理	貸与資料の一筆調書（R3. 4時点、Excel）にR7年度時点の転用面積を加え、現行面積（H29. 6同意）からの農地転用（転用筆の住所、面積、転用目的、転用位置図等）を整理する。	○
2-2. かんがい面積の整理	かんがい面積を用水掛かり別、土壌タイプ別に整理し、現行と変更を対比する。 貸与資料に基づき、現行面積からの増加について、河川協議に必要な説明資料を作成する。	○
3. 用水計画の検討 3-1. 基礎諸元の整理 (1) 計算諸元の整理	貸与資料を基に、現行と変更の諸元対比表を作成する。なお、営農計画は、計画変更時点（R3）を使用する。	○
(2) 計画基準年の検証	現行の計画基準年（S48年）の検証に際し、貸与資料（H25～R2）にR3～R6までのデータを加え、妥当性の検証を行う。	○
3-2. 水収支計算 (1) 用水量の算定	変更の基礎諸元に基づき、計画用水量（計画基準年）、及び雨無し用水量の計算を行う。	○
(2) 水収支計算	用水量の算定結果を基に、計画基準年の水収支計算を行い、最大取水量、総取水、反復水、還元水、注水量、溜池使用量を計算する。	○
3-3. 計算結果の整理	水収支計算結果に基づき、用水系統模式図、取水パターン図を作成する。また、取水パターン図は、その水源を区分したものも併せて作成する。 計算結果について、現計画と変更の対比表を作成する。	○
4. 河川協議資料の作成	上記作業により、河川協議資料の作成を行う。	○
5. 点検取りまとめ	各作業の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

令和7年度 津軽北部二期農業水利事業 津軽北部二期地区河川協議資料作成業務 位置図

